

診療報酬改定のお知らせ

2024年6月1日に厚生労働省による診療報酬改定が施行されます。
当改定により、患者様におかれましては、これまでと同じ治療内容でもご負担金に変更となる場合がございます。
ご理解ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

当院は厚生労働省の基準に基づき下記項目を算定する医療機関です。
・医療情報取得加算

医療情報取得加算に関して

当院はオンライン資格確認システムを導入している保険医療機関です。
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
診療報酬を下記の通り算定いたします。

- 受診の際にマイナ保険証を利用する患者様
初診(月に1回) :1点
再診(3ヶ月に1回):1点
- 受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様
初診(月に1回) :3点
再診(3ヶ月に1回):2点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和6年6月
萩尾歯科医院 院長 萩尾美樹